

工事書類スリム化ガイドライン（土木編）

令和8年4月

高松市財政局契約監理課

技術検査室

はじめに

令和6年4月から建設業にも労働時間の規制が本格的に適用されており、地元建設業の健全な発展を図るためには、働き方改革の推進による長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な取り組みが喫緊の課題となっています。このことから、工事受注者の書類作成業務の負担を軽減することを目的として、工事書類の削減、簡素化及び電子化を進めるためのガイドラインを策定するものです。

スリム化のポイント

担当者間の
共通認識

工事書類の
電子化

ムダな書類の
洗い出し

提出は紙か電子の
どちらか一方

目次

- 0 1 コリズ
- 0 2 材料事前承諾
- 0 3 施工計画書
- 0 4 履行報告
- 0 5 材料確認書
- 0 6 廃棄物の運搬・処分状況写真
- 0 7 休日・夜間作業届
- 0 8 工事日報
- 0 9 安全管理資料
- 1 0 書類の電子化



0 1 コリズ

登録内容確認書について

- ▶ 登録内容確認システムの利用により、コリズ登録時に登録内容確認書が監督職員にメール送信される場合は、紙による登録内容確認書の提出は不要

変更登録について

- ▶ 変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に実施
- ▶ 市監督員の変更だけでの変更登録は不要（次回以降の登録で対応）
- ▶ 変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録は省略
- ▶ 竣工登録は、竣工検査後に実施

02 材料事前承諾

汎用品について

- ▶ 事前承諾した汎用品材料等については、材料承認を省略する

【事前承諾の対象】

- ▶ 生コン、コンクリート二次製品、アスファルト合材の一部汎用品
- ▶ コンクリート二次製品のうち、工事材料事前承諾（JIS製品）に記載のものについては、JISマーク表示状態の確認を省略
- ▶ 施工計画書の主要資材計画で整理

材料承認が必要となるのは、下表で材料承認対象に○印の入った資材のみ

【 主要資材計画 】

資材の種類			品質確認			生産地等	納入時期	品質規格証明	摘要
名称	規格	数量	JIS マーク 表示品 ※	事前 承諾 材料 ※	材料 承認 対象	生産工場名 購入先			
生コンクリート	24-12-40BB	853m ³		○		〇〇生コン	〇.〇月	試験表 納入伝票	
異形鉄筋	D25	7.5t			○	〇〇商事	〇.〇月	ミルシート 納入伝票	県外品
ヒューム管 外圧管1種	B形 150×26 ×2000	10m	○			〇〇商事	〇.〇月	—	
ボックスカルバート	1000×1000 ×2000	20m			○	〇〇コンクリート	〇.〇月	試験表 納入伝票	

03 施工計画書

作成及び提出について

- ▶ 現地測量後に作成（準備工（測量）については、必要最小限の項目について事前提出）
- ▶ 施工方法等が未確定の工種は、内容確定後（当該工種の着手前）に提出
- ▶ 施工計画書の変更は、変更ページのみ提出（追加の場合、ページ番号は枝番で可）
- ▶ 軽微な変更は、施工計画書の変更不要
- ▶ すべての変更を反映した最終版（溶け込み版）一式の作成は不要
- ▶ 変更契約後に、立会予定日や納品予定日を遡って修正する必要なし

04 履行報告

履行報告書について

- ▶ 現場で実作業を行う月から、提出が必要
- ▶ 添付する説明用の工程表は、実施工程表をベースに作成

05 材料確認書

確認者について

- ▶ 特別な材料を除き、主任監督員までの確認で可

06 廃棄物の運搬・処分状況写真

廃棄物の状況写真について

- ▶ 処分場へ向かう走行途中の写真の提出は不要
- ▶ 過積載を確認するための積込写真及び処分場への搬入時の写真の提出は必要

07 休日・夜間作業届

提出方法について

- ▶ 現道上の工事は、工事打合せ簿で事前提出必要
- ▶ 現道上以外の工事は、情報共有システムの「掲示板」機能やメール等で監督員に事前連絡

08 工事日報

工事日報の作成について

- ▶ 工期開始と竣工日及び実作業のある週のみ作成
- ▶ 現場で実作業がない週は作成の必要なし
(書類作成や片付けなどは作成の必要なし)
- ▶ 測量作業や現場事務所設置は記載すること

09 安全管理資料

提示資料について

- ▶ 安全管理資料をわかりやすくまとめ直す必要なし
- ▶ 提示資料にインデックス等を貼って、まとめ直す必要なし
- ▶ 資料が多い場合は、参加者、開催日時、内容等をまとめた資料での提示も可
- ▶ 安全管理資料総括表は提出資料である

10 書類の電子化

竣工図書について

- ▶ 高松市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】に基づき、竣工図書を電子データにより管理
- ▶ 電子データで提出した書類は、紙による提出は不要
- ▶ 工事打合せ簿等を紙提出の場合のみ、一覧表の作成必要

